

令和7年6月第188回定例 農業委員会総会議事録

令和7年6月10日(火)
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第746号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題747号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第454号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第455号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第456号 その他の専決報告について

開会 午後1時20分

- 事務局長 委員の皆様ご苦労様です。
それでは定刻より少し早いですが、令和7年6月第188回定例総会の開会をお願い致します。
また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしくお願ひします。
- 議長 本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。
- 議長 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。
本日は全員出席ですので、会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、6月総会が成立していることを報告いたします。
それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和7年6月第188回定例総会を、ただ今から開催します。
- 議長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
20番 ●●●●委員
21番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願ひします。
- 議長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第746号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。
- 事務局 議第746号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。
農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、牧町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積66㎡、渡人につきましては、野村町●●番地●、●●●●、経営面積5.6アール、同じく牧町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積39アール、牧町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積482㎡、渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●、経営面積21.1アール、同じく牧町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,880㎡、渡人につきましては、牧町●●番地●、●●●●、経営面積18.8アール、同じく牧町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,315㎡、牧町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積221㎡、渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●、経営面積26アール、同じく牧町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,768㎡、渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●、経営面積157.4アール、以上7筆、5,771㎡の受人につきましては、京都府宇治市開町●●番地の●●、●●●●、経営面積は近江八幡市では0、京都では31.4アール、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。●●●●さんにおいては、京都市の木津川で野菜等を栽培されています。近江八幡市では農地をお持ちではないので、今回新規就農とさせていただきます、面談もさせていただいたところでございます。今回申請地において、オリーブの栽培を行う予定です。以前よりオリーブを栽培したいと周囲に話していたところ、今回の牧町の農地を紹介してもらわれたそうです。オリーブ栽培の技術については、半年前から、京都府宮津市の●●●●で月1回研修を受けておられ、農地部会の技術的な質疑にも的確に受け答えされております。また耕作を開始された後に困ったことがあれば●●●●から助言を受けることができることから、技術的には問題ないと考えます。今後収穫したオリーブについては、収量が確保できるようになれば、●●●●でオリーブオイルや化粧品に加工し販売される予定です。京都からの通作になりますが、週に2、3回程度通われ作業されるほか、3人程度お手伝いをしていただける方がおられるということです。将来的には作業所等に通所されている障がいをお持ちの方の働く場の創出を考えておられ農福連携事業も検討されております。資金については、現在イラストレーターとしての印税や、イラスト教室での収入があり、オリーブで生計を立てる

わけではなく、あくまでも夢をかなえるためにされるということでした。なお、土地利用計画については6反弱の畑に初年度は40本の苗木を定植され、様子を見ながら苗木を増やしていく予定でございます。

番号2、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積424㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、経営面積9.9アール、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積486㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、経営面積5.1アール、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積423㎡、渡人につきましては、東近江市建部日吉町●●番地●、●●●●、経営面積8.0アール、以上3筆、1,333㎡の受人につきましては、安土町●●番地、●●●●、経営面積28.6アールで今回の申請を合わせますと41.9アールとなります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、古川町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,282㎡、同じく古川町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積214㎡、世帯の経営面積、渡人25アール、受人0アールで今回の申請面積24.9アールとなります。渡人につきましては、神奈川県横浜市磯子区汐見台●丁目●番地●、●●●●号、●●●●、受人につきましては、古川町●●番地、●●●●、契約内容は親族間の贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。当初の土地の所有者が、●●●●さん、受人のお兄さんが持っておられましたが、●●●●さんが相続されたということです。本来でしたら●●●●さんがお兄さんから相続を受けたかったのですが、相続手続きができなかったことで、いったん息子さんに相続をされてから、今回贈与でお渡しして近くで管理されるという内容でございます。

番号4、土地の所在地、東町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,117㎡、同じく東町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,025㎡、世帯の経営面積、渡人70.2アール、受人157.6アールで今回の申請面積を合わせますと199アールとなります。渡人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●

階、●●●●、●●●●、相続財産清算人、●●●●、受人につきましては、東町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相続財産清算人の業務、受人につきましては、規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、東町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,875㎡、世帯の経営面積、渡人70.2アール、受人178.5アールで今回の申請面積を合わせますと207.2アールとなります。渡人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●階、●●●●、●●●●、相続財産清算人、●●●●、受人につきましては、東町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相続財産清算人の業務、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号6、土地の所在地、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積112㎡、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、経営面積5.3アール、同じく西宿町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積9.91㎡、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積23㎡、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、経営面積0.6アール、以上3筆、144.91㎡の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大、隣地農地と一体利用でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員長

先ほど事務局から詳細に説明をいただきましたが、新規就農ということでオーリーブ、心配しておりましたが、ご本人に来ていただき、ヒアリングをさせていただきました。部会で各委員からの

質問もいろいろ出ましたが、的確にお答えされて、職業はイラストレーターということで、そこそこに活躍され印税が入って、それで生活をされているようです。米作りはしたことがないと、がんばりますのでよろしくお願いしますと挨拶されていたので、今のところ心配はないのかなと思います。

事務局 今回近江八幡市でオリーブをされますが、京都で実際されていて、そこで仲間内にずっとオリーブ園をしたいと話しておられて、知り合いの方から近江八幡市の牧町に纏まった農地を売りたいということを知り、その内の1軒の方を伺ったら、隣も、隣もという話になり1軒ずつ回られたらすべて承諾を得られたということです。知り合いの方からの紹介ということを知り、部会では話されていました。

委 員 現在はどうな状況ですか。

事務局 今は田の状態、耕作されていた方がおられたので解約をされて、今回第3条の申請をされたところです。

委 員 オリーブですと畑地でなくでもいいのですか。

事務局 面接で聞いていますと水捌けの問題等もありますので、全てを盛土するという方法もありますが、苗木を植える周辺だけを土壌改良して栽培するという方法もあるということをおっしゃっていたので、とりあえずその方法でされると聞いております。

議 長 他に質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 746 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議長

それでは次に、議第 747 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第747号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可することについて、を議案朗読及び説明をさせていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、大中町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積14,375㎡の内4,000㎡、申請人につきましては、大中町●●番地、●●●●、申請地は、大中町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、牛舎(3棟)で、事業拡大による肥育牛の増頭に伴い牛舎を増築されるものです。本来、農振農用区域内農地の転用は認められませんが、本件については、令和7年5月12日付けで農振軽微変更がされ、農用地利用計画に指定された用途であるために例外的に許可し得るものであります。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。こちらは、3,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

番号2、土地の所在地、武佐町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積138㎡、申請人につきましては、安土町西老蘇●●番地●●、●●●●、申請地は、武佐町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に武佐小学校、武佐こども園の教育施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、一般住宅で、現地は昭和47年頃に造成され、住宅として使用されておりました。今回土地を売却するにあたり転

用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 747 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 8番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

5月30日に、議第 746 号、農地法 第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて 9番●●●●委員、14番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

農地法 第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

既存牛舎の拡張であり、排水なども既存牛舎と同様に処理されるため、問題ないと考えます。

最後に番号2の案件です。

てん末 案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

第4条 許可申請2件について、全て立地 基準上 やむを得ず 許可できるものと判断をいたしました。

以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長

それでは、次に報告第 454 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 455 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 456 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第454号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7項の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、土田町●●番●、田、20㎡、届出受理日及び受理番号、令和7年5月26日、401番、届出人につきましては、中村町●●番地●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きましては、報告第455号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●番、田、519㎡、受理日及び受理番号、令和7年5月12日、502番、渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、分譲宅地、区分としましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、安土町下豊浦●●番●、畑、29㎡、同じく安土町下豊浦●●番、畑、456㎡、同じく安土町下豊浦●●番●、畑、175㎡、受理日及び受理番号、令和7年5月19日、5

03番、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、
受人につきましては、西宿町●●番●、●●●●株式会社、代表
取締役、●●●●、理由につきましては、分譲宅地、区分につき
ましては、売買でございます。

番号3、土地の表示、土田町●●番●、田、16㎡、渡人につき
ましては、中村町●●番地●、●●●●、同じく土田町●●番、
田、3,438㎡、渡人につきましては、土田町●●番地、●●●●、
同じく土田町●●番、田、2,870㎡、渡人につきましては、●●
●●、以上3筆の受人につきましては、守山市守山●丁目●●番
●●号、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、受理日及び
受理番号、令和7年5月26日、504番、理由につきましては、
分譲宅地、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第456号、その他の専決報告について、農
地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。
令和7年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解
約通知の受理について、こちらにつきましては、全て賃貸借契約
解除で7件ございました。

2、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用の届
出について、①円山町●●番の一部、田1738㎡の内22㎡を農機
具格納庫（馬小屋）、届出人につきましては、円山町●●番地、
●●●●、令和7年5月2日受理でございます。

以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第454号 農地法第4条第1項第7号の規
定による農地転用届出の受理について、及び、報告第455号
農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理につ
いて、及び、報告第456号 その他の専決報告について、質
問等はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告
案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 188 回定例農業委員会総会を閉会しま
す。

閉会 午後1時51分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員